



第8期 浜中町社会教育中期計画

令和3年4月～令和8年3月

浜中町教育委員会

第1章 第8期浜中町社会教育中期計画の策定にあたって	1
第1節 第8期浜中町社会教育中期計画の策定趣旨	1
第2節 第8期浜中町社会教育中期計画の基本方針	1
第3節 第8期浜中町社会教育中期計画の構成	2
第4節 第8期浜中町社会教育中期計画の期間	2
第5節 第6期浜中町まちづくり総合計画との関係	3
第2章 「生涯学習」「社会教育」とは	5
第1節 「生涯学習」とは	5
第2節 「社会教育」とは	5
第3章 社会教育を取り巻く状況の整理	6
第1節 日本を取り巻く状況	6
第2節 浜中町を取り巻く状況	7
(1) 地勢、人口動態、産業等	7
(2) 教育、学習の環境	11
(3) 教育行政	12
第4章 対象ごとの現状・課題・基本目標・対応施策	13
第1節 発達課題領域	13
(1) 乳幼児期	13
(2) 青少年期	14
(3) 成人期	15
(4) 高齢期	16
第2節 特定課題領域	17
(1) 家庭教育	17
第3節 地域社会領域	18
(1) 文化・芸術・スポーツの活動	18
(2) 社会教育関係団体	19
(3) 地域と学校の連携・協働	20
第4節 行政領域	21
(1) 職員	21
(2) 施設	22
(3) 事業	23
(4) 社会教育委員	26
(5) スポーツ推進委員	27

第5章 おわりに	28
第1節 第8期浜中町社会教育中期計画の策定に係る資料	28
(1) 諮問と答申	28
(2) 各種データ	30
(2) 参考、引用、出典、解説等	34

第1章 第8期浜中町社会教育中期計画の策定にあたって

第1節 第8期浜中町社会教育中期計画の策定趣旨

社会教育計画とは、地方自治体の社会教育行政が短期又は中長期的に自治体における社会教育を推進するため、基本方針、目標等の指針を定め、自治体の地域性、住民性等を十分に留意の上で現状及び課題（実態）を把握し、それらに対応する施策の方向性を示すことを目的とした行政計画です。

浜中町（以下「本町」という。）は、中期計画と単年度計画があり、第8期浜中町社会教育中期計画（以下「本計画」という。）は中期計画にあたり、これを基にして単年度計画である「はまなかの社会教育」が策定されることとなります。

本計画の策定は、第6期浜中町まちづくり総合計画（以下「総合計画^{*1}」という。）を基盤とし、その他社会教育行政に関わる各種指針を参考にして、本町の実態と照らし合わせるにより、対応施策を検討しています。

これにより、多角的尺度から現状及び課題を把握し、地域特性は勿論、社会情勢に適した対応施策の実現を目指しています。

総合計画では「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」をまちづくりの将来像とされており、教育行政には「豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」を基本目標として取り組むことが明記されています。

社会教育行政にあっては、人口減少や少子高齢化が進む中、地域コミュニティの崩壊、教育や学習の機会の地域格差、次代の地域社会を担う人材の育成等が課題としてあげられています。

社会教育を施すことに留まらず、その先にある地域の課題に目を向け、地域に潜在するあらゆる課題の解決を通して、町民一人ひとりが健康で文化的な生活を営むことのできる地域社会をつくり、それを発展的に持続させていくことを目的として本計画を策定します。

第2節 第8期浜中町社会教育中期計画の基本方針

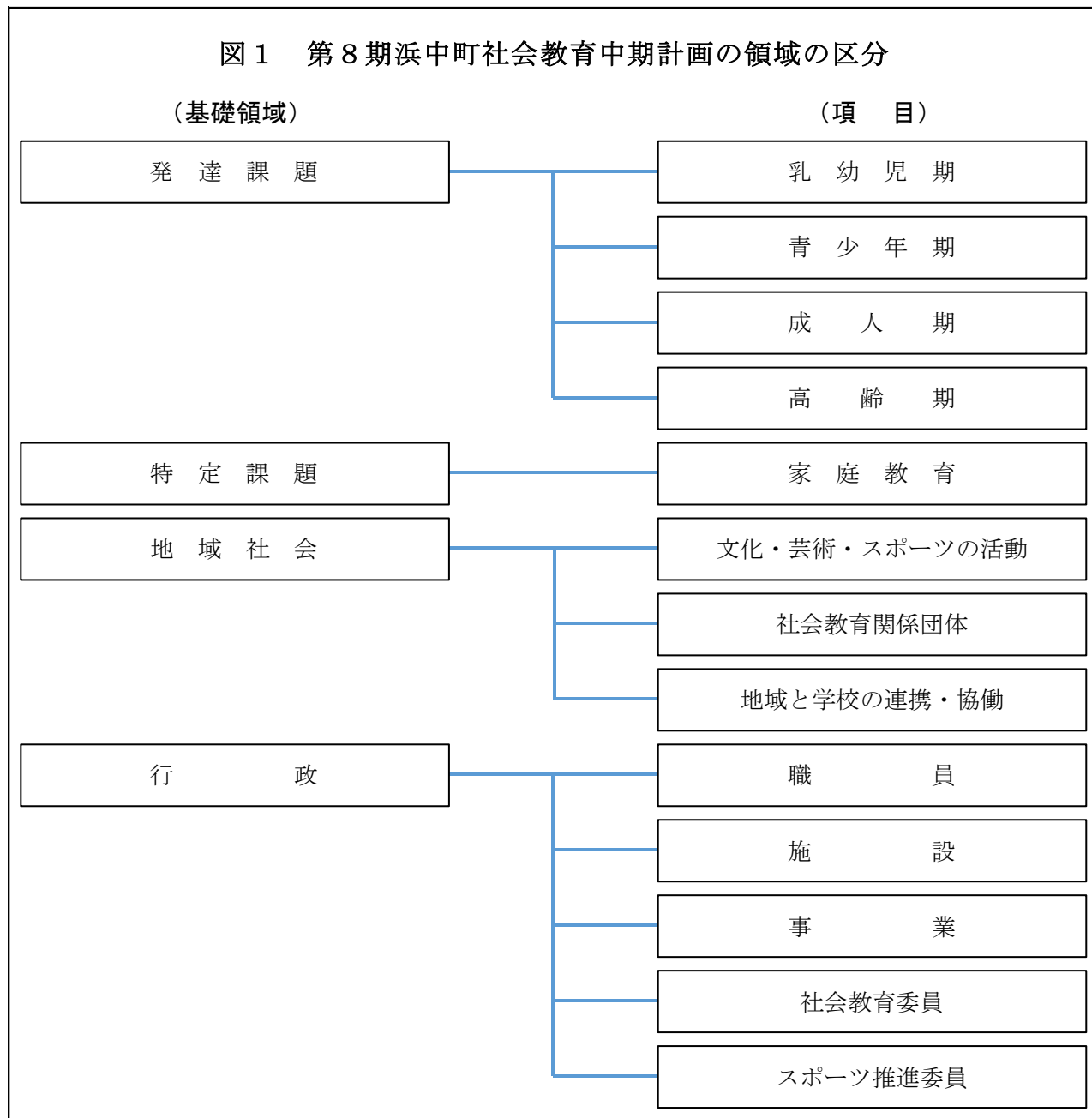
本計画は、総合計画を基本として、町民が「町民憲章」「浜中町教育の基本理念」「浜中町教育目標」に掲げる像の達成を目指し、健康で文化的な生活を営むことのできる最低限度の教育並びに学習のもと、地域の課題の解決や自己実現、仲間づくりに寄与することを目標にします。

また、3間^{*2}を意識し、今日を生き抜くために必要と認められる教育、町民による自主的な学習の活動の支援、次代の地域社会を担う人材の育成、地域コミュニティの構築等に重点を置くこととします。

このほか、本計画は、現状及び課題を把握し、それに対応する施策の方向性を示すものであり、きめ細やかな施策や事業の展開が求めることから、単年度計画の改定をもって本計画の評価を行うものとします。

第3節 第8期浜中町社会教育中期計画の構成

本計画では、4つの基礎領域、13の項目を設定し、現状及び課題を整理の上、それらに対応する施策の方向性を示すこととします。

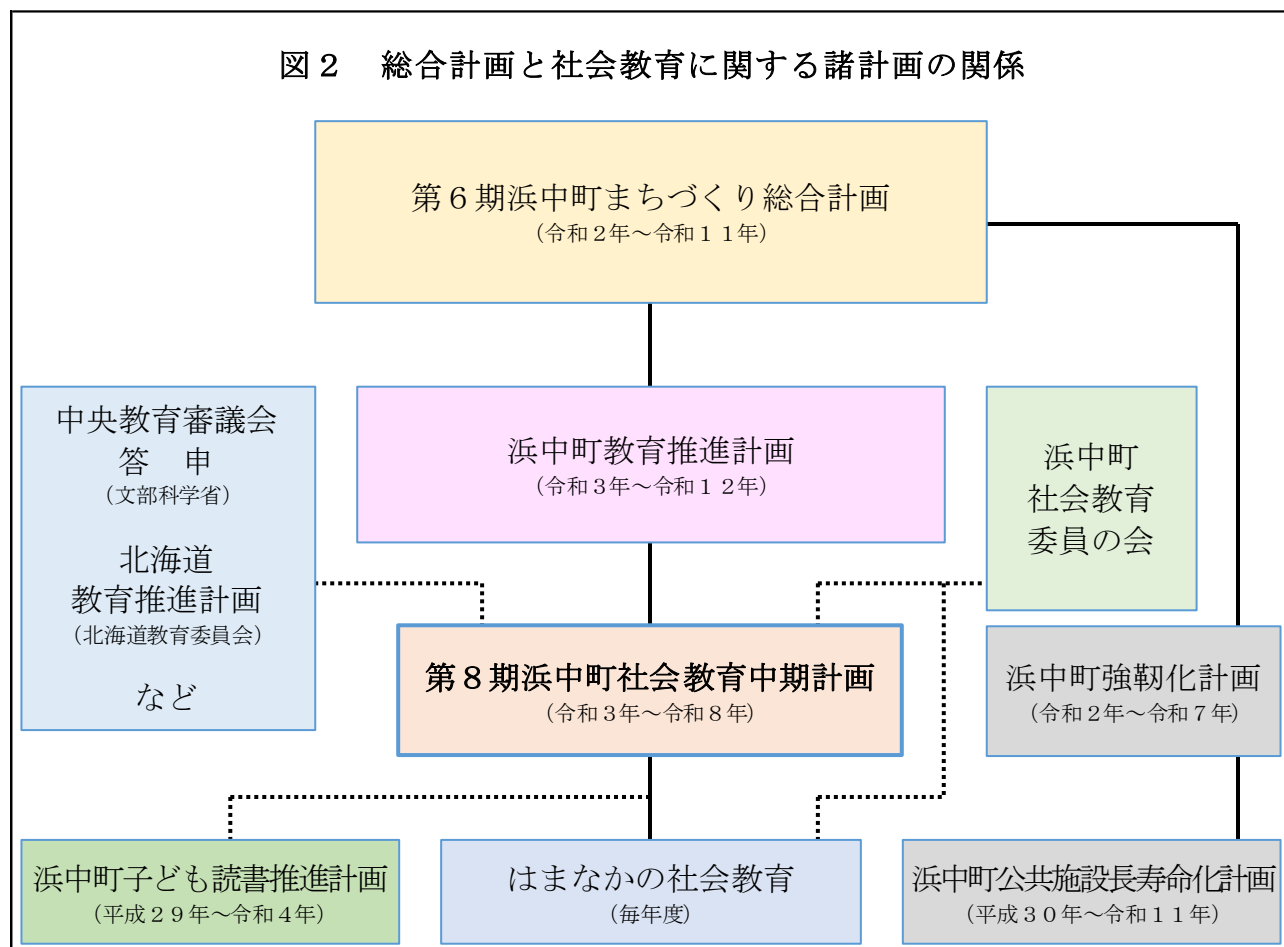


第4節 第8期浜中町社会教育中期計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの5か年とします。

第5節 第6期浜中町まちづくり総合計画との関係

総合計画は、本町の最上位計画に位置付けられ、本計画はこれを基盤として策定されています。



総合計画の「第1部 第4章 総合計画策定の背景」では、次のように記述があることから、基本的な視点として捉える必要があります。

自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持ち、多様化する地域課題の解決や住民主導による特色ある地域づくり、住民と行政との協働によるまちづくりを行うために、より一層の意識の醸成や体制の確立、情報共有が求められています。

(「第1部 第4章 第3節 3 地域との協働による自治の再構築」より抜粋)

本町の誇る高品質な牛乳や乳製品、牛、豚などの畜産物、昆布やウニなどの海産物などにより魅力ある産業の育成を図るとともに、本町の有する豊かな自然環境や地域資源の有効活用に努めながら、商工業や観光業などすべての産業が主体的に一体となって雇用創出や就業機会の確保、後継者対策、人材育成、外国人及び移住者の受け入れなどを進める必要があります。

(「第1部 第4章 第4節 2 持続可能な産業の振興」より抜粋)

学校教育や社会教育、文化活動、スポーツ活動、地域での活動など様々な場面で、大人と子どもが関わり合いを深め、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていける資質や能力を持った人を育成することが求められています。

(「第1部 第4章 第4節 6 地域に根ざした魅力ある教育」より抜粋)

また、総合計画の「第3部 第5章 【基本目標5】豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり」では、教育行政、とりわけ社会教育行政では、次のように記述されていることから、十分に留意する必要があります。

多様な学習活動を通じて、町民一人ひとりが必要な知識・技術を身につけ、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことが求められています。家庭・地域・学校が連携・協力して、個性や能力を発揮し、学習活動の成果を地域づくりに結びつけ、地域の教育力を向上させることが必要です。

(「第3部 第5章 第2節 社会教育の推進 現状と課題」より抜粋)

文化協会所属の団体・サークルについては、高齢化などを理由に会員数・団体数ともに減少しており、各地区で行われている文化祭への参加も年々減少しています。趣味嗜好が多様化し、人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の活性化のためにも芸術文化の振興を図ることが必要です。

～中略～

埋蔵文化財については、前回の調査から30年以上経過しており、情報が更新されていません。郷土資料とともに浜中町の歴史を学ぶ上で重要なものとして有効活用するため、包蔵地の現地確認や保存方法を検討し、適切に管理する必要があります。

(「第3部 第5章 第3節 芸術・文化活動の推進 現状と課題」より抜粋)

スポーツ団体や学校及び地域と連携し、だれもが生涯健康であり続けるためのスポーツ教室やスポーツイベントなどの充実を図ることが重要です。また、気軽に利用できるスポーツ施設の整備、維持管理と活用の促進を図るとともに、スポーツ団体やクラブ活動の支援と新たな指導者の育成を推進し、スポーツ活動の普及に積極的に取り組むことが求められています。

(「第3部 第5章 第4節 スポーツの振興 現状と課題」より抜粋)

第2章 「生涯学習」「社会教育」とは

第1節 「生涯学習」とは

生涯学習の起源は、昭和40（1965）年にユネスコ（別称「国際連合教育科学文化機関」）の「成人教育推進国際委員会」において、ユネスコ成人教育部の部長であったポール・ラングラン（P. Lengrand）によって提出された「生涯教育について」と題されたワーキングペーパーとされています。

「生涯教育」という言葉は、昭和37（1962）年に先の委員会において、既に出現していましたが、「生涯教育について」では世界の各国に生涯にわたる教育の重要性を知らしめ、国際的な議論を生んだことから大きな契機になったとされています。

日本においては、昭和46（1971）年に文部省社会教育審議会の答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」が公表され、「家庭教育、学校教育、社会教育の三者の有機的役割分担を確立し、また、人々の生涯にわたる学習を支える多様な機会と場を提供する社会教育の役割を確認するなど、生涯教育の観点から体系化を図ること。」が示され、昭和56（1981）年に文部省中央教育審議会の答申「生涯教育について」が公表され、生涯教育の考え方を広く関係者に浸透させました。

その後、昭和63（1988）年に臨時教育審議会の第4次答申において「生涯学習体系の移行」が取り上げられたことを契機として、「生涯教育」から「生涯学習」に言葉を置き換えられ、同年に文部省の社会教育局が生涯学習局に改められ、平成2（1990）年に生涯学習の振興のための推進体制等の整備に関する法律の制定によって生涯学習という言葉は、国民に広く知れ渡ることとなりました。

第2節 「社会教育」とは

社会教育の起源は、文明開化も間もない明治時代の初期に「通俗教育」と呼ばれていたものとされ、明治時代の後期から大正時代にかけて「社会教育」に言い換えられました。

その後、昭和24（1949）年に日本国憲法、教育基本法の下に社会教育法が制定され、社会教育法第2条の規定において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されました。

日本の法体系の中で、教育は「学校教育」と「社会教育」の2つに分けられていますが、今日にあっては、「地域学校協働活動」や「コミュニティ・スクール」等の政策の展開の流れを受け、「学校教育」と「社会教育」は独立していながらも、対立するものではなく、ともに協調することにより一体的に働くことが求められています。

また、時として教育の行われる場により「学校教育」「社会教育」「家庭教育」の3つに分けられています。

社会教育には、学校教育に「学校」という施設があるように、「公民館」「図書館」「博物館」「体育館」等といった施設があり、それらは「社会教育施設」と呼ばれています。

また、社会教育には、学校教育に「教員」という専門的な職員が存在するように、「社会教育主事」「司書」「学芸員」といった資格を有する専門的な職員が存在します。

第3章 社会教育を取り巻く状況の整理

第1節 日本を取り巻く状況

日本では、少子高齢化を要因とした人口減少や地方部から都市部への人口流出といったことが社会構造の変化を生んでおり、これまでは当たり前として捉えられてきた様々な事柄が今日には一般化することのできない状況となっています。

そんな中、社会教育では、平成30（2018）年12月に文部科学省中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が公表され、教育、とりわけ社会教育にも人口減少社会に対応するための指針が示されました。

同答申では、地域における社会教育の意義と果たすべき役割を「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」としており、社会構造の変化や多様化、複雑化する課題への対応として、「人生100年時代^{*3}の到来」「SDGs^{*4}に向けた取組」「Society 5.0^{*5}の実現」等を念頭に「持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要」「誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要」としています。

平成29（2017）年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）が一部改正され、コミュニティ・スクール^{*6}（以下「CS」という。）の導入の努力義務が明記されました。このことから、これまでの「地域学校協働活動^{*7}」と並行して、地域の声を学校運営に取り込み、地域と学校が一体となった教育活動を進めることが求められました。

令和元（2019）年6月7日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（通称「第9次地方分権一括法」）が公布、施行され、教育委員会の所管する博物館、図書館、公民館等の公立社会教育施設について地方公共団体の判断により首長部局に移管することが可能となりました。

令和2（2020）年4月1日、社会教育主事講習規定が一部改正され、新たに「社会教育士」という称号が誕生し、社会教育に関する専門的な知識を有する人材を行政のみに限らず、地域で活動する特定非営利活動法人、社会教育施設の指定管理業務及び業務委託を請負う法人・団体に配置し、活用することが進められています。

このように、社会構造の変化や複雑化、多様化する課題に応じた政策が行われており、国や北海道、その他民間の制度を活用することが求められています。

また、少子高齢化や人口減少といった言葉が出現して久しい今日にあっては、再度、次代の地域社会を担う人材を育成するとともに、地域社会にネットワークを張り巡らすことで、世代や職業等といった属性を越えた幅広いコミュニティを形成し、それらを持続させていくことが必要であると考えられています。

このほか、「AI^{*8}」が世の中に普及しており、一部では「AIによって置き換えられる仕事がある」といわれていることから、青少年には働くことの意義や生きがいについて、成人や高齢者にはこれからの時代を生き抜くための学習が必要とされています。

第2節 浜中町を取り巻く状況

(1) 地勢、人口動態、産業等

本町は、北海道の東部、釧路市と根室市との間に位置し、厚岸町、別海町、根室市と隣接する町政施行自治体で、その歴史は江戸時代の元禄14（1701）年に松前藩によって「キイタツ場所」が開かれたことにはじまるとされています。

海岸部は、太平洋に面しており、砂浜や奇岩絶壁を有し、嶮暮帰島をはじめとする大小の無人島が点在しています。

内陸部は、中央を鉄道が走っており、森林と農村地帯が広がり、平坦な丘陵性台地を形成しています。



本町は、厚岸道立自然公園に含まれ、火散布沼、藻散布沼と合わせてラムサール条約登録湿地に指定されている「霧多布湿原」を有し、その内部には、天然記念物の「霧多布泥炭形成植物群落」があります。



また、本町には、天然記念物のエゾシマフクロウ、特定天然記念物のタンチョウが生息しているほか、環境省の定める絶滅危惧種のエトピリカ、ラッコ、トウキョウトガリネズミの生息が確認されており、豊かな自然に恵まれた地域です。

図5 エゾシマフクロウ



図6 タンチョウ



図7 エトピリカ



図8 ラッコ



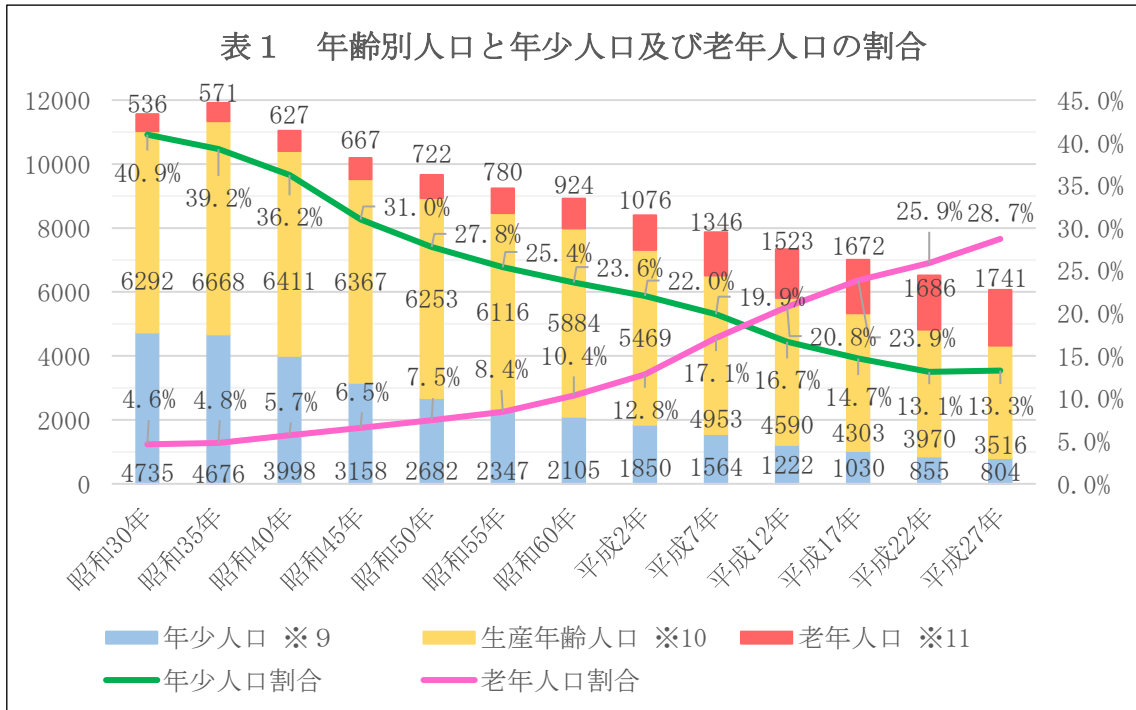
図9 トウキョウトガリネズミ



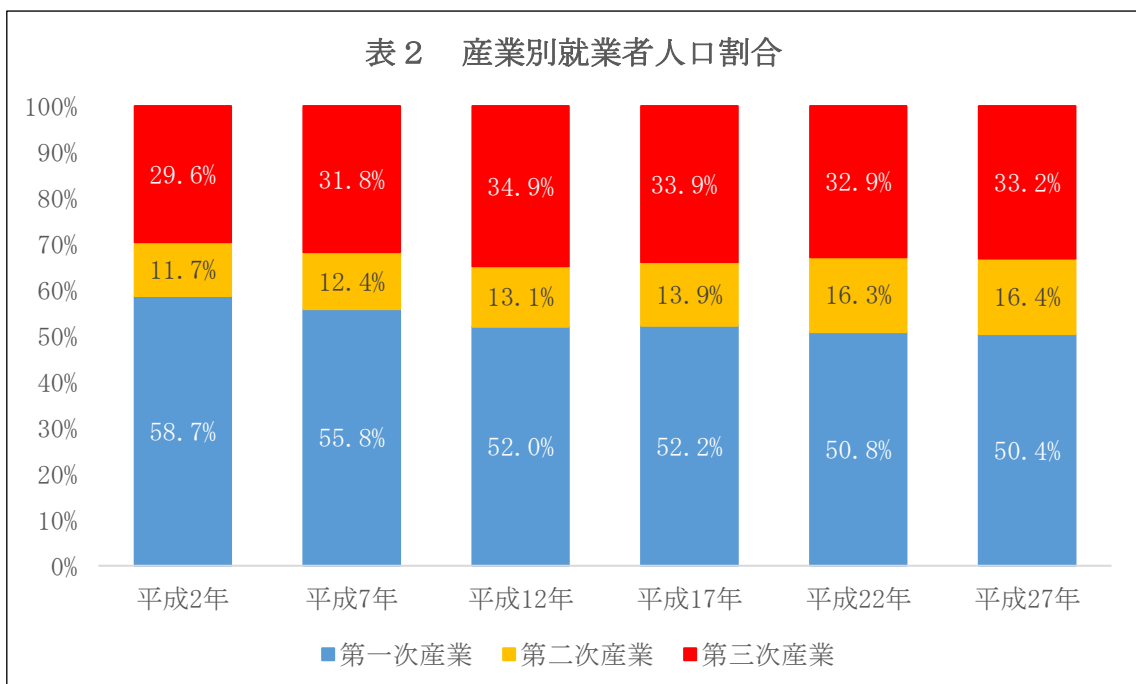
本町の人口は、令和2（2020）年3月31日現在の住民基本台帳では5,643人、面積は423.63㎢となっており、人口及び面積から算出される人口密度は13.3人/㎢となっています。

昭和35（1960）年に実施された国勢調査以降、人口減少に転じているほか、高齢人口割合が増加しており、平成12（2000）年には、年少人口割合を上回っています。

本町では、「浜中町人口ビジョン」「浜中町創生総合戦略」を策定し、課題への対応に努めています。

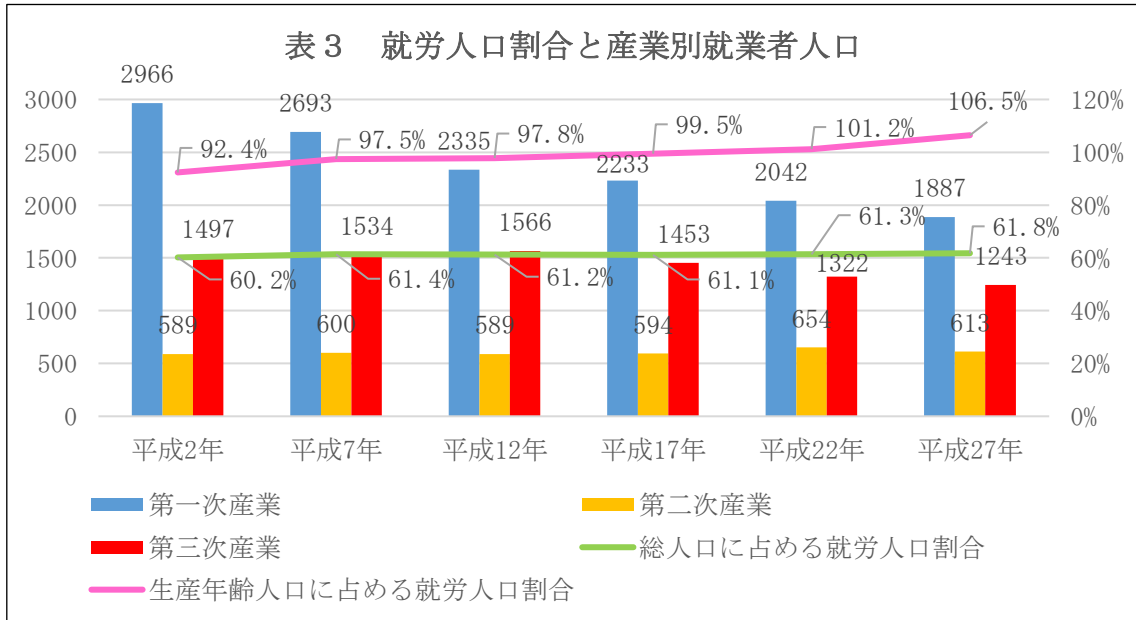


主要産業は、海岸部での「漁業」、内陸部での「酪農業」といった第一次産業となっており、第6期の総合計画では、就業者のうち第一次産業従事者は50.4%であると示されています。

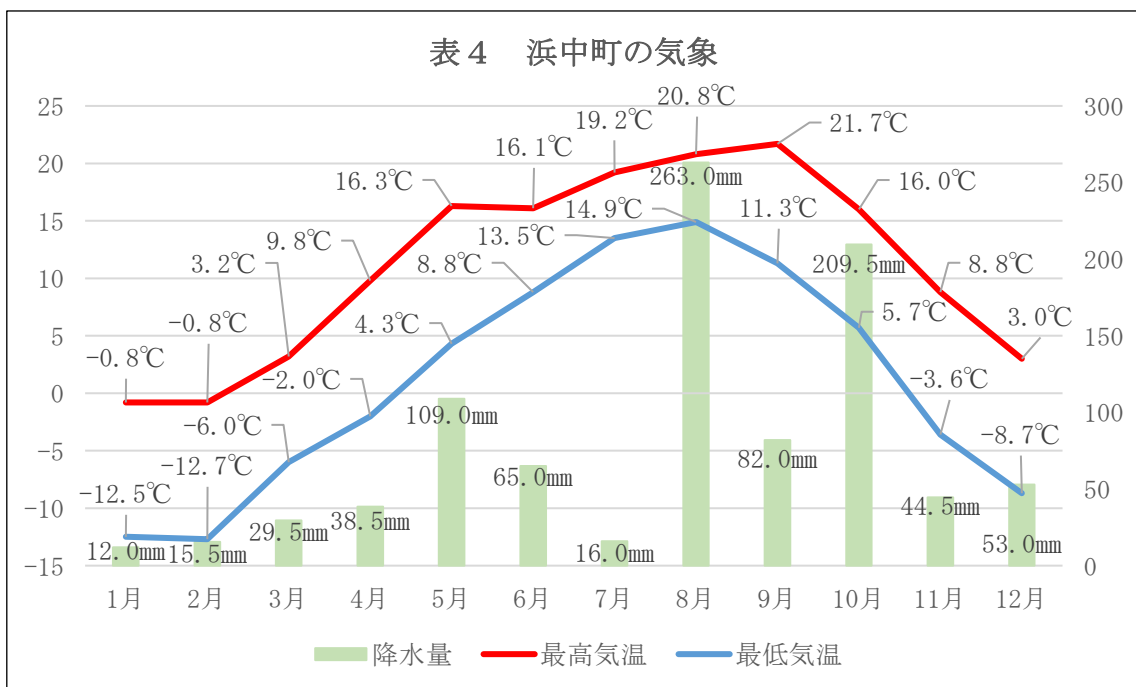


産業別人口では、第二次、第三次産業は概ね横這いであるのに対し、主要産業である第一次産業のみが大幅な減少を見せており、担い手が減少していると考えられます。

また、総人口に占める就労人口の割合が大きく変わっていないものの、生産年齢人口に占める就労人口の割合が増加して100%を超過していることから、65歳以上の高齢者の多くが就労を継続していると考えられます。



本町は、年間を通して冷涼で、かつ降水量が少ないため、過ごしやすい地域ですが、地震が多く発生する地域で、過去には昭和27（1952）年の十勝沖地震、昭和35（1960）年のチリ地震、平成23（2011）年の東北地方太平洋沖地震^{*12}を起因とする津波の被害を受けた経験を持ち、今日にあっても地震やそれに起因する津波による被害が心配されています。



(2) 教育、学習の環境

学校教育施設は、小学校、中学校で統廃合による再編が進められ、最大17校あった小学校を4校に、同じく13校あった中学校を4校にそれぞれ再編されました。

学校区^{※13}は、「霧多布」「散布」「浜中」「茶内」の4つからなり、小学校、中学校ともに共通の学校区であることから、CSは学校区を単位に組織されています。

本町では、町立の高等学校である北海道霧多布高等学校を設置し、義務教育以降の教育の機会の提供と環境の整備に努めています。

本町には、「大学・短大」「高等専門学校」「専修学校」といった高等教育機関がないことから、それらの学校に進学する人の多くは一度町を離れることになります。

社会教育施設は、13施設（分館施設を除く。）あります。

社会教育施設のうち、文化施設では「公民館」「博物館」「図書館」の設置はありませんが、「その他」含まれている「総合文化センター」には、町の歴史を学ぶことのできる「郷土資料室」や様々な図書を有する「図書室」が付設されています。

社会教育施設のうち、スポーツ施設は「体育館」3施設のほか、用途や目的に応じた施設が8施設あり、社会教育施設の84.6%を占めています。

社会教育施設は、この13施設のほかに学校教育施設の一部（体育館やグラウンド等）を一般に開放する「学校施設の開放」を行うことで地域におけるスポーツの活動の環境の整備に努めています。

学校教育施設、社会教育施設のほか、町の施設として、「体験活動施設」「保育所」等があり、それぞれの施設で目的に応じた活動が行われています。

表5 浜中町の教育・学習の施設

◆学校教育施設

種別	施設数
幼稚園（認定こども園を含む）	0
小学校	4
中学校	4
高等学校	1
大学・短大	0
高等専門学校	0
専修学校	0
その他各種学校	0

◆社会教育施設

種別	施設数
文化施設	2
うち公民館	0
うち図書館	0
うち博物館	0
うちその他	2
スポーツ施設	11
うち体育館	3
うちその他	8

◆その他

種別	施設数
体験活動施設	2
保育所	5
放課後児童クラブ [※]	2

学校教育施設は「学校基本調査（文部科学省）」の区分を適用。

社会教育施設のうち、文化施設は「社会教育行政調査（北海道教育委員会）」の区分を適用。

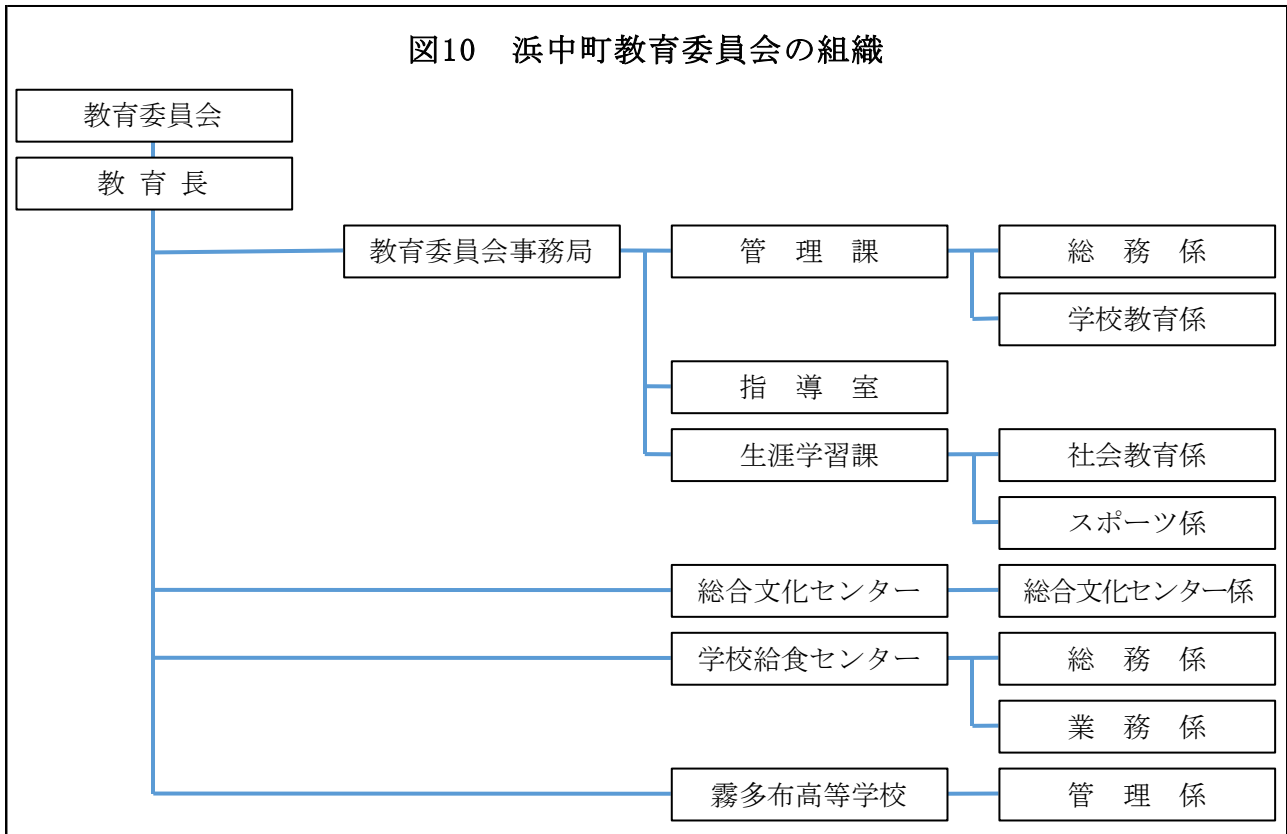
社会教育施設のうち、スポーツ施設は「市町村立社会体育施設の設置状況（北海道庁）」の区分を適用。

放課後児童クラブは、学校教育施設、社会教育施設を併用。

(3) 教育行政

本町の教育行政は、地方教育行政法の規定に基づき、「浜中町教育委員会」を設置することにより執り行われています。

教育委員会の組織は、教育長と4人の教育委員からなる「浜中町教育委員会」、教育委員会の権限に属する事務を処理する機関である「浜中町教育委員会事務局」の2課1室のほか、総合文化センター、学校給食センター、霧多布高等学校からなっています。



第7期浜中町社会教育中期計画が策定された平成29（2017）年4月以降、本町の教育行政、とりわけ社会教育行政では「記念事業」「社会体育施設の改修」「専門職の配置」等が行われました。

記念事業では、平成29（2017）年6月に総合文化センターの開館30周年を記念してラジオ番組「民謡をたずねて」、平成30（2018）年9月には本町の140周年と町制施行55周年を記念してラジオ番組「ふるさと自慢うた自慢」を誘致し、公開録音を行いました。

社会体育施設の改修では、平成30（2018）年度から2か年をかけて浜中町民温水プールの改修が行われ、令和元（2019）年9月1日に供用を再開しました。

専門職の配置では、生涯学習・社会教育行政の推進体制を整備するため、社会教育主事を新規に採用し、平成31（2019）年4月に配置しました。

このほか、社会教育事業「マンガ教室」の講師を務めていただいた、本町出身の漫画家「モンキー・パンチ」こと加藤一彦氏が平成31（2019）年4月に逝去され、総合文化センターに弔問台を設置し、偉大な貢献者の死を悼みました。

第1節 発達課題領域

(1) 乳幼児期

現状と課題

乳幼児期は、概ね0歳から5歳までを対象とした区分で、乳児期（0歳から2歳まで）と幼児期（3歳から5歳まで）の2つに分けられることがあります。

乳幼児期の発達課題^{*14}として、「歩行・固形食をとる・話す・排せつなどの学習」「生理的安定の達成」「両親兄弟の人間関係の学習」「善悪の区別」等があり、これらに対応した施策を設定し、事業を企画・実施することが求められているところです。

平成27（2015）年の国勢調査では、本町の人口の4.8%にあたる293人の乳幼児がいます。

社会教育行政では、これまで「親子の信頼関係を深め、健やかな心を育む乳幼児教育の推進」を目標に、親子の絆を深める機会、芸術鑑賞、読書、スポーツの体験等の機会の提供を行ってきたほか、総合文化センターでは「木のおもちゃ」を用いたキッズコーナーを整備し、乳幼児の遊びの場を提供しています。

乳幼児は、生涯各期の中で最も成長が著しい時期にあり、未発達であることから、ものごとを自ら選択し、決定する力に乏しく、保護者の裁量によるものが多くあります。

このようなことから、親子の絆を深めることや健やかな発達を促すこと、豊かな心を育むこと等に重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、乳幼児の教育や学習の支援にあたっては、町福祉保健課や保育所、子育て支援センター等で近い事柄を取り扱っていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

このほか、乳幼児の教育は、主として家庭において行われる「家庭教育」であることから、家庭教育を行う保護者を対象とした子どもの理解を深めるための学習の機会を提供し、乳幼児の発達を助ける取組をしていくことが必要です。

基本目標

◎ふるさとに親しみ、豊かに育つ人材の育成

対応施策

親子の絆を深めるための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
健やかな発達を促すための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
豊かな心を育むための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	R3	R4	R5	R6	R7 R8

(2) 青少年期

現状と課題

青少年期は、概ね6歳から18歳までを対象とした区分で、少年期（6歳から12歳まで）と青年期（13歳から18歳まで）の2つに分けられることがあります。

青少年期の発達課題として、「日常の遊びに必要な身体技能の学習」「日常生活に必要な概念の発達」「遊び仲間とうまくつきあうことの学習」「読み・書き・計算の基礎的能力の発達」「同性及び異性の友人と新しい成熟した人間関係を持つ」「社会的役割の達成」「親からの情緒的独立の達成」「経済的自立の目安を立てる」「価値観や倫理観の形成」等があり、これらに対応した施策を設定し、事業を企画・実施することが求められているところです。

平成27（2015）年の国勢調査では、本町の人口の11.4%にあたる689人の青少年がいます。

社会教育行政では、これまで「たくましく情操豊かな少年教育の推進」「時代を担う地域リーダーとしての青年教育の推進」を目標に、芸術鑑賞、体験活動、スポーツの体験等の機会の提供や青少年健全の育成を行ってきました。

青少年は、学校が生活の中心にあると言えますが、学校区が広いことから、放課後に仲間が集うことが難しいほか、スマートフォンやタブレット型端末、ゲーム機器の普及が進んでおり、青少年の遊び方が変化している状況にあります。

このようなことから、放課後を有効的に活用することや仲間づくりのほか、遊びや体験を通じた学習の機会の提供等に重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、青少年の教育や学習の支援にあたっては、学校や町福祉保健課等で近しい事柄を取り扱っていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

このほか、進学や就職に伴い離町する青年が多いことから、将来的な地元回帰に期待を込めて、生活環境や職業等といったふるさとの魅力に触れる機会の提供が重要です。

基本目標

◎ふるさとを愛し、ふるさとに根付く人材の育成

対応施策

あそびや体験を通じた学習のための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
仲間づくりを促すための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
放課後を活用した活動のための取組			…>	…>	…>
	R3	R4	R5	R6	R7 R8

(3) 成人期

現状と課題

成人期は、概ね19歳から59歳までを対象とした区分です。

成人期の発達課題として、「配偶者との生活の学習」「子育て、家庭管理、職業に就くこと」「社会的責任の達成」「経済力の確保」「余暇の充実」「中年の生理的変化の受け入れと対応」「高齢の親への適応」等があり、これらに対応した施策を設定し、事業を企画・実施することが求められているところです。

平成27(2015)年の国勢調査では、本町の人口の48.1%にあたる2,915人の成人がいます。

社会教育行政では、これまで「地域づくりの主体者としての成人教育の推進」を目標に、各種講演による学習、団体や個人による文化・芸術・スポーツ等の自主的な活動やその取組の成果を発表する機会の提供を行ってきました。

成人は、年齢構成区分でいう「生産年齢人口」に位置付けられ、いわゆる「働き世代」にあたるほか、「子育て世代」にもあたり、就労、家庭生活、子育て、地域自治等にあつては様々な責任のある役割が充てられることから、大変忙しい時期にあり、文化・芸術・スポーツ等の自主的な活動への参加が少ない状況にあります。

このようなことから、限られた時間の中で、個人の好みに応じた学習の機会の提供をすることや自主的な活動を促すこと、地域の未来を創造すること等に重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、成人は、学習者として自らを高めることのほか、学習支援者として青少年等を対象とした文化・芸術・スポーツ等の自主的な活動の指導的な立場が期待されていることから、教育や学習の支援のみではなく、学習支援者の育成にも取組む必要があります。

このほか、潜在する地域人材を把握し、活用していくことが求められています。

基本目標

◎ふるさとに生き、ふるさとに活気と活力を生む人材の育成

対応施策

興味関心や趣味嗜好に応じた学習のための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自主的な活動を促すための取組				…>	…>
地域の未来を創造するための取組	…>	→	→	⇒	⇒

R3 R4 R5 R6 R7 R8

(4) 高齢期

現状と課題

高齢期は、概ね60歳から生涯を終えるまでを対象とした区分です。

高齢期の発達課題として、「身体的能力や健康の衰退への適応」「引退と収入の減少への適応」「社会的義務の引き受け、同世代の人と良好な関係を結ぶ」等があり、これらに対応した施策を設定し、事業を企画・実施することが求められているところです。

内閣府が発表した「令和2年版高齢者白書」では、平均寿命は男性で80.98歳、女性で87.14歳とされていますが、健康寿命は男性で72.14歳、女性で74.79歳であることが示されており、健康寿命と平均寿命の間にある差は男性で8.84年、女性では12.35年となっています。

平成27(2015)年の国勢調査では、本町の人口の35.7%にあたる2,164人の高齢者がいます。

社会教育行政では、これまで「広い経験を地域に還元する高齢者教育の推進」を目標に、各種講演による学習、団体や個人による文化・芸術・スポーツ等の自主的な活動やその取組の成果を発表する機会の提供を行ってきました。

高齢者は、年齢構成区分でいう「老年人口」に位置付けられ、文化・芸術・スポーツの活動やその指導者、歴史や伝統文化の継承等が期待されていますが、現状では行われているとはいえない状況にあります。

このようなことから、文化・芸術、スポーツ等の自主的な活動を通して、健康の増進を図ることや歴史や伝統文化の伝承すること、地域の未来を創造すること等に重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、高齢者の教育や学習の支援にあたっては、町福祉保健課や社会福祉協議会等で近い事柄を取り扱っていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

基本目標

◎ふるさとを想い、ふるさとの未来を創造する人材を育成する人材の育成

対応施策

健康で文化的な生活を送るための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
歴史や文化を伝承するための取組		…>	→	→	→	
地域の未来を創造するための取組	…>	→	→	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

第2節 特定課題領域

(1) 家庭教育

現状と課題

家庭教育は、その文字のとおり「家庭で行われる教育」です。

家庭教育の歴史は、学校教育の起源とされる明治5（1872）年に発布された「学制」より古く、今日にあっては「教育が行われる場」として学校教育や社会教育と並び、主要なものとしてあげられています。

平成27（2015）年の国勢調査では、本町の世帯数の30.8%にあたる512世帯の子育て世帯があります。

社会教育行政では、これまで、乳幼児期の子どもを持つ親を対象に「子育てセミナー（町福祉保健課、保育所との共催事業）」を、青少年期の子どもを持つ親を対象に「家庭教育講演会（浜中町父母と先生の会連合会との共催事業）」をそれぞれ実施し、家庭教育の推進を図ってきました。

家庭教育は、子どもたちにとって最も身近な教育の機会であり、その重要性は言うまでもありません。

社会構造の変化や多様化、複雑化する課題の出現により、家庭や子どもを取り巻く環境が変化していることから、家庭の教育力の低下が懸念されているほか、子どもの虐待被害等が心配されています。

このようなことから、これまでの事業を継続して行うことにより、乳幼児や青少年の子どもを持つ保護者を対象とした子どもの理解を深めることや新たなコミュニティの形成を目論み仲間づくりを促すことに重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、家庭の支援にあたっては、学校や町福祉保健課、保育所、子育て支援センター等で近い事柄を取り扱っていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

基本目標

◎親子が互いに成長する家庭教育の促進

対応施策

子どもへの理解を深めるための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
仲間づくりを促すための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

第3節 地域社会領域

(1) 文化・芸術・スポーツの活動

現状と課題

文化・芸術、スポーツの活動は、健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできないもので、興味関心、趣味嗜好に応じて、誰しものが楽しむことができるものです。

社会教育行政では、これまで「心豊かに生きがいを含養する芸術・文化の推進」「だれもが、いつでも、どこでも生涯スポーツの推進」を目標に、芸術鑑賞や文化・芸術・スポーツの体験、日頃の活動の成果を披露・発揮する等の機会の提供、団体・個人の活動の支援を行ってきました。

活動を通して、「心身の健全な発達」「伝統や歴史の継承」「健康の増進」「相互理解」「仲間づくり」等が期待されています。

世代や属性によって異なっており、青少年では学校部活動や少年団、習い事、成人や高齢者では地域や職場の有志によって結成される団体、趣味サークル、個人等により展開されています。

社会教育関係団体と同様に、近年では、少子高齢化や人口流出に伴う人口減少に加え、趣味嗜好が多様化していることから、青少年や成人といった若い世代の参加が少ないほか、どの分野においても指導者が減少・不足している状況にあります。

このようなことから、世代や活動の目的に応じて、文化・芸術・スポーツに触れ、親しむを持つことや今ある文化・芸術・スポーツの活動の持続可能性を高めることに重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、文化・芸術・スポーツの活動は、趣味や娯楽に留まらず、最も身近な学習の機会となり得ることから、生涯学習社会の実現に向けて、活動の支援を行うことが必要です。

このほか、潜在する地域人材を把握し、活用していくことが求められています。

基本目標

◎生きがいを高める文化・芸術・スポーツの活動の推進

対応施策

文化・芸術・スポーツに親しむための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
活動の持続可能性を高めるための支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(2) 社会教育関係団体

現状と課題

社会教育関係団体は、社会教育法第10条の規定において「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする」とされている団体です。

本町には、「浜中町文化協会」「浜中町スポーツ協会」「浜中町スポーツ少年団」「浜中町父母と先生の会連合会」「浜中町地域子ども会育成連絡協議会」「浜中町老人クラブ連合会」「浜中町女性協議会」のほか、文化・芸術・スポーツ等の活動を行う団体があります。

社会教育行政では、これまで、社会教育施設の利用の優遇や社会教育施設備品の貸出し、助成金や補助金による経済的な支援を行ってきました。

団体に所属することを通して、「仲間づくり」「相互理解」「生きがいの獲得」等が期待されており、特に就労から退いた高齢者にとっては貴重なコミュニティの機会となっています。

文化・芸術・スポーツの活動と同様に、近年では、少子高齢化や人口流出に伴う人口減少に加え、趣味嗜好が多様化していることから、青少年や成人といった若い世代の参加が少ないほか、どの分野においても指導者が減少・不足しており、団体の活動は衰退傾向にあります。

このようなことから、今ある社会教育関係団体の活動を支援することや社会教育関係団体の新設を支援することに重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、社会教育関係団体への経済的な支援には限りがあり、すべての団体の希望に応えることはできないことから、必要に応じて外部の助成金や補助金を有効的に活用することできるように支援することが必要です。

このほか、社会教育関係団体に所属する人を把握し、活用していくことが求められています。

基本目標

◎町民による自主的・主体的な活動の促進

対応施策

社会教育関係団体の支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
社会教育関係団体の新設に向けた取組	…>	…>	…>	→	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(3) 地域と学校の連携・協働

現状と課題

地域と学校の連携・協働は、「地域」「学校」「家庭」が一体となり、青少年の教育や学習の支援、青少年健全育成等の取組を行うことを目的にしており、全国的なCSの導入や地域学校協働活動の展開がされています。

令和2（2020）年4月1日現在、本町では、学校区を単位にCSを設置しており、すべての小学校・中学校に導入されています。

CSの会議には、学校長、父母と先生の会の役員、児童及び生徒の保護者、その他地域住民が委員を務めているほか、教育委員会事務局からは指導主事^{*15}が参画しています。

CSを通して、学校は地域に溢れるあらゆる教育資源とのつながりを獲得し、地域や家庭は学校の運営や教育の方針を知ることによって学校への理解を深めており、ともに有益な関係を築いているといえます。

CSの運営にあたっては、全国的に社会教育行政の職員が関与し、コーディネーター等で参画している事例が多く見受けられています。

社会教育行政では、CSへの関与はありませんが、学校教育や放課後活動での地域人材の活用が期待されており、全くの無関係ではありません。

このようなことから、地域、学校、家庭の連携・協力を強化することや地域と学校がともに人づくりに取り組むことに重点を置いた事業を行うことが必要です。

また、CSの運営に関与し、会議に参画することを通して、社会教育行政においては把握できていない地域人材の発掘が期待されることから、積極的に関わっていくことが必要です。

このほか、地域人材の活用を通して、青少年の学びの幅を広げ、地域の大人と子どもが知り合うきっかけとなることから、地域と学校の協働をさらに拡充することが必要です。

基本目標

◎次代の地域社会を担う人材育成のための連携・協働の援助

対応施策

「地域」「学校」「家庭」の連携・協働を促すための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
地域とともにある学校づくりの支援	…>	…>	…>	…>	…>	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

第4節 行政領域

(1) 職員

現状と課題

社会教育行政の職員は、一般的な職務を担う職員（以下「事務職」という。）のほか、専門的な職務を担う職員（以下「専門職」という。）がいます。

社会教育行政を担う専門職には、国家資格を有する「社会教育主事」「司書」「学芸員」のほか、国家資格の有無を問わない「公民館主事」「文化財保護主事」「社会教育指導員」と呼ばれる職があります。

令和2（2020）年4月1日現在、本町の社会教育行政には職員が7人配置されており、内訳は事務職が6人、専門職が社会教育主事の1名のみとなっています。（会計年度任用職員、再任用職員を除く。）

図書館の専門職である司書は、「総合文化センター図書室」に会計年度任用職員をもって充てていますが、一人体制であることから不在となる日・時間があるほか、令和2（2020）年度からは学校教育施設である学校図書館の整備や運営の支援等を行っており、業務が拡大していることから、人手不足となることが心配されています。

博物館の専門職である学芸員は、令和3（2021）年4月に配置され、本町にある文化財を適切に保護・管理し、学習に活用することや新設される「総合文化センター美術展示室」の利用促進等を図ることが期待されています。

社会教育行政は、対象とする領域が広く、高い専門性が求められていることから、それぞれの領域で専門的な知識、技術、経験等を有する職員の配置が望まれているところです。

このようなことから、社会教育行政を推進するため、専門的な知識や技術、経験等を有する職員の配置をすることや配置されている職員の経験値を高めることに重点を置いた取組が必要です。

このほか、専門的な知識、技術、経験等を有する事務職を計画的に採用・配置することや既存の事務職の中から国家資格の有資格者を養成すること、社会教育に関する職務にあたる「地域おこし協力隊」等を採用すること等を検討する必要があるといえます。

基本目標

◎社会教育の推進体制を強化する職員の配置とスキルアップ

対応施策

専門的な知識、技術、経験等を有する職員の配置	…>	…>	…>	…>	…>	
職員の経験値を高めるための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(2) 施設

現状と課題

社会教育施設は、「公民館」「図書館」「博物館」「体育館」のほか、対象者の属性や活動の分野によって分けられた施設があります。

本町の社会教育施設は、「文化施設」と「スポーツ施設」に分けられています。

令和2（2020）年4月1日現在、本町には社会教育施設が13施設あり、その内訳は文化施設が2施設、スポーツ施設が11施設となっています。（分館施設は除く。）

文化施設は、単独施設として、公民館、図書館及び博物館の設置はされていませんが、郷土資料室や図書室を有する「総合文化センター」があるほか、廃校となった円朱別小学校の一部を活用した「地域文化館」があります。

スポーツ施設は、体育館として「総合体育館」「農業者トレーニングセンター」「西円朱別地域体育館」の3施設、多目的運動広場として「総合グラウンド」「霧多布スポーツ広場」「農村運動広場」「すくらむ21」の4施設、その他競技ごとの施設として「町民温水プール」「町民スケートリンク」「茶内スケートリンク」「町民パークゴルフ場」の4施設があります。

施設では、学校部活動やスポーツ少年団、団体や個人による文化・芸術・スポーツの活動が行われていますが、それらの活動は中核的な施設である「総合文化センター」「総合体育館」に集中しており、施設ごとの利用の頻度に偏りがあります。

ほとんどの施設が開設から30年程度経過し、これまで軽微な修繕を行ってきており、特に総合文化センターでは老朽化が著しく、大規模な改修が急がれています。

このようなことから、町民の学習を行う場を守り、施設の活性化を図るため、施設の長寿命化や施設の利用の促進を図ることに重点を置いた取組が必要です。

また、中核的な施設に利用が集中していることから、地域の施設の利用を促進するための取組が必要です。

基本目標

◎彩りある社会教育施設の利用の促進

対応施策

施設の長寿命化に向けた取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
施設の利用を促すための取組	…>	…>	→	→	→	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(3) 事業

現状と課題

社会教育事業は、「生涯学習の振興」「社会教育の推進」といった社会教育行政の基本的な目的を達成するため、対象者の属性や活動の分野に応じて、適当な手段のもと、行われています。

事業は、施策の目標を達成するための手段として用いられるもので、社会教育事業については、中長期計画で提示された施策に基づき、企画・実施されることとなります。

令和2（2020）年4月に発行の「はまなかの社会教育」では、社会教育事業が80事業計画されています。（文化財保護に関すること、読書推進に関するものを除く。）

本町では、「発達課題の達成」「体験の機会の提供」「活動の成果を披露・発揮する機会の提供」「活動を行う団体、個人の支援」「施設の維持・管理」「委員の会、協議会の運営」等の事業を行っています。

事業は、実施する目的や目標、方法、手段等を明確なものとするために策定することが望ましい「個別事業計画」が策定されていないほか、慣例的となっていることから「必要課題^{※16}」と「要求課題^{※17}」を的確に把握しているとはいえない状況にあります。

事業で得た学習の成果は、文化・芸術・スポーツの活動にあっては披露・発揮する機会が提供されていますが、その他については特段ありません。

このようなことから、社会構造の変化や多様化、複雑化する課題に対応して必要課題と要求課題を的確に把握した上で、事業の企画・実施・評価・改善を行うことや生涯学習に資する事業を把握することに重点を置いた取組が必要です。

また、事業で得た学習の成果を活用するため、地域人材を活用した互学互習型の事業を企画・実施することが必要です。

このほか、事業を通じて、町民が地域の課題の解決に取り組むように誘導し、地域社会において自主的かつ主体的に働く人材の育成に努めることが必要とされています。

基本目標

◎ひと・こと・ものを活かした事業の推進

対応施策

社会教育事業の企画・実施・評価・改善の実施	…>	…>	…>	→	⇒	
生涯学習に関する事業の整理	…>	→	⇒	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(3) 事業 — 読書推進 —

現状と課題

本を読むことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力を育むことのほか、教養を身に着けることができ、健康で文化的な生活を営む上で欠かせないものとされています。

読書は、図書等を自費で購入することや図書館で借りることにより行われています。

本町では、図書館施設にあたる「総合文化センター図書室」や「学校図書館」での図書の貸出しを通して、読書推進に努めています。

令和元（2019）年度、総合文化センター図書室の実績では、年間5,888冊の図書を貸出しており、町民1人当たりの貸出し冊数は1.04冊となっていますが、実際に貸出しを利用した町民は214人に留まっています。

図書等を自費で購入する人や学校図書館等で図書の貸出しを受けている人がいるほか、近年では、電子書籍により読書を行う人も珍しくないことから、町民の読書の実態の把握が難しい状況にあります。

このようなことから、すべての町民が本に親しむことや読書を通して学習することに重点を置いた取組が必要です。

また、読書推進にあたっては、学校や町福祉保健課、保育所、子育て支援センター等で近い事柄を取り扱っていることから、関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

加えて、青少年の読書推進にあたっては、身近な読書の機会を提供している学校図書館の整備や運営の支援等を通して、読書の推進を進めていくことが必要です。

このほか、総合文化センター図書室は、すべての町民に図書等の貸出しを行っている唯一の施設で、町内全域を範囲としていることから、すべての町民の読書の機会を保障することができるよう、既存の利用者のみに留まらず、積極的に地域へ繰り出していくことが求められています。

基本目標

◎豊かな心を育み、学習を積み上げる読書の推進

対応施策

本に親しむための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
読書を通じた学習のための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(3) 事業 —文化財保護—

現状と課題

文化財は、文化財保護法の規定において「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6つに分かれています。

本町には、記念物のうち、天然記念物の「霧多布泥炭形成植物群落」「エゾシマフクロウ」、特別天然記念物の「タンチョウ」のほか、本町の各所に点在している「埋蔵文化財」北海道遺産に登録されている「簡易軌道」、本町の開基100年を記念して建てられた「浜中町開町百年記念標柱」等の文化財があります。

まちの歴史を学ぶことができる「総合文化センター郷土資料室」は、展示の内容が開設当初から変わっておらず、整備から30年以上が経過しており、平成の時代が含まれていない状況にあります。

文化財は、重要な教育資源として考えられていますが、本町では総合文化センター郷土資料室に展示されている資料のほかは、十分に活用されているとはいえません。

埋蔵文化財包蔵地^{※18}は、前回の調査が昭和57(1982)年で、39年が経過しており、調査の行われた場所は一部に留まっているほか、近年では太陽光パネルや電波基地の設置等の開発が行われています。

このようなことから、これまでから継続して文化財を適切に保護・管理をすることや文化財の学習への活用をすることに重点を置いた取組が必要です。

特に、文化財を教育や学習に活用することは、青少年がふるさとを知り、愛着の形成を図ることにつながるほか、成人や高齢者の調査研究等が期待されていることから、活用のための整備を進め、学校や社会教育関係団体等の関係機関と連携・協力を図ることが重要です。

このほか、埋蔵文化財包蔵地の開発にあたっては、これまでと同様に開発を行う事業者と事前協議を行い、覚書を交わすことにより、埋蔵文化財の保護に努める必要があります。

基本目標

◎ふるさとの文化・歴史・自然を守り継ぐ文化財保護の推進

対応施策

文化財を適切に保護・管理するための取組	…>	→	→	→	→	
文化財の学習への活用		…>	…>	…>	→	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(4) 社会教育委員

現状と課題

社会教育委員は、社会教育法第17条の規定において「社会教育に関し教育委員会に助言するため」に「社会教育に関する諸計画の立案」「教育委員会の諮問に対する回答」「教育委員会の諮問に対する回答にあたって必要となる研究調査」等を目的として置くことができる非常勤の特別職です。

住民や社会教育関係団体の求めを社会教育行政に反映させることが期待されています。

令和2（2020）年4月1日現在、社会教育委員は、「学校教育の関係者」が2人、「社会教育の関係者」が6人、「学識経験者」2人となっています。

社会教育委員の会議は、年間2回程度開催していますが、その内容は行政からの事業の実施や施設の利用等の状況が報告されることに留まっており、社会教育行政では社会教育委員制度の目指す本来の目的である「住民の意見を行政に反映させること」を促すことができていない状況にあります。

社会教育委員の研修の機会は、全道規模の「社会教育研究大会」、管内規模の「社会教育委員研修大会」のほか、社会教育委員の会の会議の中で持たれています。

このようなことから、社会教育委員制度の目的の達成に向けて、社会教育委員の資質の向上や地域の生涯学習の振興に重点を置いた取組が必要です。

また、委員のうち、社会教育の関係者の選任・委嘱は、教育委員会事務局が社会教育関係団体の役員等の中から行っており、いわゆる「あて職」の委員となっていることから、社会教育行政に広く町民の意見を反映させるため、町民の中から委員を公募することの検討が求められています。

このほか、社会教育委員の会の活性化を図り、社会教育行政に町民の学習要求や地域の課題を的確に反映させるため、各期・各回で明確な協議主題を設定することが必要です。

基本目標

◎地域の学習を創造する社会教育委員の活躍

対応施策

社会教育委員の資質を高めるための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
地域の生涯学習の振興のための取組	…>	…>	…>	→	→	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

(5) スポーツ推進委員

現状と課題

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条の規定において「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う」ことを目的として置かれる非常勤の特別職です。

スポーツ推進委員の前身は、「体育指導委員」であり、地域におけるスポーツの振興のための事業の実施や個別の実技指導が期待されています。

令和2(2020)年4月1日現在、スポーツ推進委員は、「陸上競技」「水泳」「柔道」「スキー」「スケート」「バレーボール」「ミニバレーボール」「剣道」「パークゴルフ」「ゴルフ」「カヌー」等を得意とする12人の委員がいます。

本町では、スポーツの活動が衰退傾向にあったことから、地域のスポーツの活動を維持・拡大させるため、平成28(2016)年4月1日に浜中町スポーツ推進委員に関する規則を改正し、8人から14人に定数を増やしました。

委員は、団体や個人に対するスポーツの実技の指導のほか、浜中町民体育祭の運営の補助、スポーツ推進委員だよりの発行等を行ない、地域のスポーツの振興に努めています。

スポーツ推進委員協議会は、年間4回程度開催しており、委員それぞれの活動や本町のスポーツの推進の方策を検討・協議する機会となっています。

このようなことから、スポーツ推進委員制度の目的は達成されているといえますが、スポーツの活動は未だ衰退傾向にあることから、すべての町民がスポーツに触れ、親しみ、活動することができるよう、事業の企画・実施、スポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を強化していくことが求められています。

また、委員の更なる資質の向上や地域のスポーツの振興を図ることに重点を置いた取組が必要です。

基本目標

◎地域のスポーツを盛り上げるスポーツ推進委員の活躍

対応施策

スポーツ推進委員の資質を高めるための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
地域のスポーツの振興のための取組	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	R3	R4	R5	R6	R7	R8

第4章 おわりに

第1節 第8期浜中町社会教育中期計画の策定に係る資料

(1) 諮問と答申

◆諮問書

令和2年8月27日

浜中町社会教育委員会議
委員長 今 裕子 様

浜中町教育委員会

第8期浜中町社会教育中期計画の策定について（諮問）

この度、現行計画が令和3年3月31日付けで期間の満了を迎えることから、次期計画を策定するにあたり、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の理由をもって諮問します。

記

諮問の理由

我が国は、少子高齢化の進行、国際化・情報化の進展、経済構造の変化、科学技術の高度化など急速に変化し、人々の価値観が多様化し、個々のものの見方や考え方に様々な変化を及ぼし、この現象は我が町浜中町においても例外ではなく、町民の生活環境や生活意識に大きく影響を与えています。

このような社会の変化に対応し、平成18年12月に教育基本法、平成20年6月に社会教育法さらに平成20年7月に教育振興基本計画が改正され、生涯学習の概念や家庭教育支援など学校・家庭・地域社会が相互の連携協力を進め、豊かな地域社会を創造していくことが求められています。

本町の社会教育は、第5期浜中町まちづくり総合計画（平成22年度～令和元年度）に基づいた、第7期浜中町社会教育中期計画（平成29年度～令和2年度）により、乳幼児期から高齢期の生涯にわたり段階的な教育や学習活動の支援を行ってきましたが、この計画の期間が満了となることから、明日の浜中町を築くための新たな社会教育の振興方策について検討する必要があります。

以上のことを踏まえ、住民の学習活動の現状を調査・分析した浜中町の特徴を生かした具体的な方策を検討し、さらに第6期浜中町まちづくり総合計画との整合性を十分に考慮した第8期浜中町社会教育中期計画の立案について諮問いたします。

◆答申書

令和3年2月2日

浜中町教育委員会
教育長 佐藤 健 二 様

浜中町社会教育委員会議
委員長 今 裕 子

第8期浜中町社会教育中期計画の策定について（答申）

令和2年8月27日付けで諮問されました「第8期浜中町社会教育中期計画の策定について（諮問）」について、当会議において協議し、熟考を重ねた結果、令和3年2月2日開催の社会教育委員会において第8期浜中町社会教育中期計画を立案しましたので、ここに答申いたします。

この答申では、少子高齢化を要因とした人口減少や地方部から都市部への人口流出といったことが社会構造の変化を生み、これまでは当たり前として捉えられてきた様々な事柄が今日には一般化することのできない状況となっている中、本町の実態を的確に把握し、現状及び課題から対応する施策を示しています。

本計画が今後の行政施策に十分反映され、住みよい地域づくりや町民の健康で文化的な生活の支援に寄与することを期待します。

(2) 各種データ

◆教育委員会

令和3年3月31日現在

職名	氏名	任期
教育長	佐藤 健二	令和2年2月3日～令和5年2月2日
委員 教育長職務代理者	栗本 英彌	平成29年11月1日～令和3年10月31日
委員	天間館りゆう子	令和元年10月1日～令和5年9月30日
委員	掛水 優	令和2年10月1日～令和6年9月30日
委員	野村 孝紀	平成30年10月1日～令和4年9月30日

◆教育委員会の組織

令和3年3月31日現在

名称		住所	連絡先
教育委員会事務局	管理課総務係	湯沸445番地	62-2371
	〃 学校教育係		62-2383
	指導室		62-2249
	生涯学習課社会教育係	霧多布西3条1丁目47番地	62-2394
	〃 スポーツ係	暮帰別西1丁目151番地	62-3144
総合文化センター総合文化センター係		霧多布西3条1丁目47番地	62-3131
学校給食センター総務係		浜中桜東32番地	64-2917
〃 業務係			
北海道霧多布高等学校		新川東2丁目41番地	62-2688

◆学校教育施設

令和3年3月31日現在

名 称	住 所	連 絡 先
浜中町立霧多布小学校	霧多布東4条1丁目13番地	62-2812
浜中町立散布小学校	火散布133番地	67-2324
浜中町立浜中小学校	浜中桜西76番地	64-2023
浜中町立茶内小学校	茶内橋北西39番地	65-2252
浜中町立霧多布中学校	暮帰別西1丁目160番地	62-3241
浜中町立散布中学校	火散布133番地	67-2324
浜中町立浜中中学校	浜中桜西50番地	64-2120
浜中町立茶内中学校	茶内橋北西39番地	65-2251
北海道霧多布高等学校	新川東2丁目41番地	62-2688

◆社会教育施設

令和3年3月31日現在

	名 称	住 所	種 別
文化施設	総合文化センター	霧多布西3条1丁目47番地	その他の社会教育施設
	散布地区館	火散布115番地 (漁村センター)	
	浜中地区館	浜中桜東36番地 (浜中農村改善センター)	
	姉別地区館	姉別3丁目41番地 (姉別農村改善センター)	
	茶内地区館	茶内若葉1丁目10番地 (茶内コミュニティセンター)	
	地域文化館	円朱別西7線108番地	その他の社会教育施設
スポーツ施設	総合体育館	暮帰別西1丁目151番地	体育館
	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東33番地	
	西円朱別地域体育館	西円朱別西18線181番地	
	町民温水プール	暮帰別西1丁目151番地	水泳プール
	町民スケートリンク	暮帰別西1丁目151番地	スケートリンク
	茶内スケートリンク	茶内橋北西121番地	
	総合グラウンド	暮帰別西1丁目151番地	その他
	霧多布スポーツ広場	霧多布西1条1丁目44番地	
農村運動公園	茶内橋北東33番地		
すくらむ21	浜中桜東38番地		
	町民パークゴルフ場	浜中桜東38番地	

◆その他の教育・学習の施設

令和3年3月31日現在

名 称	住 所	種 別
霧多布湿原センター	四番沢20番地	体験活動施設
中山間活性化施設	浜中東6線66番地	
霧多布保育所	霧多布西3条1丁目4番地	保育所
茶内保育所	茶内橋北西45番地	
姉別保育所	姉別3丁目29番地	
散布保育所	藻散布71番地	
浜中保育所	浜中桜東8番地	
霧多布放課後児童クラブ	※霧多布小学校内	放 課 後 児 童 ク ラ ブ
茶内放課後児童クラブ	※農業者トレーニングセンター内	

◆総合文化センターとその地区館の館長

令和3年3月31日現在

名 称	氏 名	所属、職等
本 館	澤 邊 昭 彦	総合文化センター 館長
散布地区館	中 村 研 自	散布小中学校 校長
浜中地区館	大 宮 秀 夫	浜中小学校 校長
姉別地区館	小 西 康 介	姉別地区連合会 会長
茶内地区館	飯屋崎 修	茶内小学校 校長

◆社会教育委員

任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

区 分	氏 名	所属、職等	在任(期日)
学校教育 関係者	池 田 倫 知	浜中町校長会	1
	佐 藤 岳 彦	浜中町校長会	1
社会教育 関係者	石 黒 正 敏	浜中町スポーツ協会 会長	1
	大 竹 栄 子	北海道青少年健全育成推進指導員	3
	君 塚 宏 美	浜中町父母と先生の会連合会 副会長	1
	熊 谷 俊 樹	浜中町かるた協会 理事	1
	今 裕 子	浜中町女性協議会 会長	10
	中 原 潤 一	浜中町スポーツ推進委員協議会 会長	10
学識経験者	大 野 裕 幸	浜中町観光協会 会長	4

任期は1期2年。

◆スポーツ推進委員

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏 名	競技種目	在任 (期目)
中 原 潤 一	水泳、スキー、カヌー	20
曲 田 隆 夫	柔道	14
柴 田 美都夫	水泳、スケート	12
大 竹 栄 子	バレーボール、ミニバレー、陸上競技	11
盛 合 剛 治	パークゴルフ	10
西 端 美 香	陸上競技	7
小 林 由香利	スケート	4
山 崎 賢 治	水泳、スケート	3
佐々木 直 子	ゴルフ	3
益 井 康 臣	陸上競技	2
村 元 了 正	剣道	1
渡 部 久美子	陸上競技、ミニバレー	1

任期は1期2年。

◆社会教育関係団体

令和3年3月31日現在

名 称	代 表
浜中町父母と先生の会連合会	井 関 一 祥
浜中町地域子ども会育成連絡協議会	大 野 裕 幸
浜中町老人クラブ連合会	佐 藤 吉之輔
浜中町女性協議会	今 裕 子
浜中町青少年健全育成町民会議	南 晃 仁
霧多布地区青少年健全育成会	石 塚 仁
散布地区青少年健全育成会	南 晃 仁
浜中地区青少年健全育成会	高 木 研 一
茶内地区青少年健全育成会	二 瓶 雅 樹
浜中町文化協会	落 合 俊 雄
浜中町郷土芸能振興会	島 脇 康 夫
浜中町かるた協会	井 上 智 之
浜中町スポーツ協会	石 黒 正 敏
浜中町スポーツ少年団本部	大 矢 晃 広

(2) 参考、引用、出典、解説等

【参考文献】

- 「平成17年度社会教育主事のための社会教育計画『実践・事例編』」、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編集・発行
- 「社会教育計画ハンドブック」、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編集・発行
- 「生涯学習概論 第1次改訂版」、佐藤晴雄著、学陽書房
- 「こころとからだの理解 学習ノート2019『第3編 人間の成長と発達の基礎的理解』」、和歌山県立有田中央高等学校提供

【 図 】

図1 第8期浜中町社会教育中期計画の領域区分

作成 浜中町教育委員会

図2 総合計画と社会教育に関する諸計画の関係

作成 浜中町教育委員会

図3 浜中町の位置

作成 浜中町教育委員会、出典 国土地理院

図4 霧多布湿原

出典 浜中町

図5 エゾシマフクロウ

提供 北海道教育委員会

図6 タンチョウ

提供 北海道教育委員会

図7 エトピリカ

提供 特定非営利活動法人エトピリカ基金

図8 ラッコ

提供 特定非営利活動法人エトピリカ基金

図9 トウキョウトガリネズミ

提供 浜中町

図10 浜中町教育委員会の組織

作成 浜中町教育委員会

【 表 】

表1 年齢別人口と年少人口及び老年人口の割合

出典 国勢調査 昭和30(1955)年～平成27(2015)年

表2 生産別就業者人口割合

出典 国勢調査 平成2(1990)年～平成27(2015)年

表3 就労人口割合と生産別就業者人口

出典 国勢調査 平成2（1990）年～平成27（2015）年

表4 浜中町の気象

出典 気象庁 平成31（2019）年1月～令和元（2019）年12月

表5 浜中町の教育・学習の施設

作成 浜中町教育委員会

【注 釈】

※1 総合計画

地方自治法第2条第4項の規定において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていることから、これに基づき、総合的かつ計画的な町政を推進するため、長期的なビジョンを示すことを目的に策定される行政計画。

現在は、地方自治法が改正され、策定の義務はなくなっている。

※2 3間

「時間」「空間」「人間」の3つの間を指す言葉。

※3 人生100年時代

長寿命化が進み、ある研究では「平成19（2007）年に生まれた日本人の子どものうち、約半数が107歳より長く生きる。」と推計されており、「生涯にわたる学習」「全ての人が元気に活躍し続けられる社会づくり」「安心して暮らすことのできる社会づくり」が重要な課題として提唱された。

※4 SDGs

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称。

平成13（2001）年に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

※5 Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会（Society）」「狩猟社会（Society 1.0）」「農耕社会（Society 2.0）」「工業社会（Society 3.0）」「情報社会（Society 4.0）」に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱したもの。

※6 コミュニティ・スクール

地方教育行政法に基づき、教育委員会により任命された委員が一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関（「学校運営協議会」）を設置する学校のこと。

※7 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

また、地域学校協働活動を行うために置かれる組織を「地域学校協働本部」という。

※8 AI

「人工知能 (Artificial Intelligence)」の略称。

※9 年少人口

0歳から14歳までの人を指す。

※10 生産年齢人口

15歳から64歳までの人を指す。

※11 老年人口

65歳から生涯を終えるまでの人を指す。

※12 東北地方太平洋沖地震

平成23(2011)年3月11日14時26分に三陸沖を震源として発生した地震。マグニチュード9.0、最大震度は7。

この地震に起因する津波や余震等を総称して「東日本大震災」といわれている。

※13 学区

当該学校の通学区域。

※14 発達課題

人が年齢に応じた発達段階において達成すべき課題のこと。

アメリカの教育社会学者ロバート・J・ハヴィガーストが、昭和23(1948)年に著書「人間の発達課題と教育」において提唱し、その後、精神分析学者のエリック・H・エリクソンらによって類似の概念が提言されるなど、発達心理学や教育社会学の発展にも大きな影響を与えた。

※15 指導主事

教育公務員特例法第2条第5項の規定で「専門的教育職員」とされている職。

学校教育法第18条の規定で「都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置く」とされ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

本町では、教育委員会事務局指導室の「指導室長」がそれにあたる。

※16 必要課題

社会的に必要とされていること。(対義:「要求課題」)

※17 要求課題

町民が要求していること。(対義:「必要課題」)

※18 埋蔵文化財包蔵地

埋蔵文化財の存在が知られている土地。

第8期浜中町社会教育中期計画

令和3年4月1日

発行 浜中町教育委員会

〒088-1553

北海道厚岸郡浜中町霧多布西3条1丁目47番地

TEL 0153-62-2394 FAX 0153-62-2841

MAIL kyoui-syakyo@town.hamanaka.lg.jp